

📖 国家外貨管理局総合司による「クロスボーダー人民  
元資本項目業務操作関連問題を規範することに関する  
通知」の公布について

2011年4月21日  
第29号

企画部 調査課

2011年4月7日付で、国家外貨管理局総合司より「国家外貨管理局総合司によるクロスボーダー人民元資本項目業務操作関連問題を規範化することに関する通知」(匯総発[2011]38号 以下は「通知」と略称)が公布されており、5月1日より施行される。同「通知」は、資金管理の角度から資本項目下のクロスボーダー人民元業務(下表通り)に係わる操作関連事項を明確にした。

- ✚ 人民元建て域外直接投資業務 (ODI in RMB) (事前関連費用対外送金、域外直接投資登記)
- ✚ 人民元建て外商投資業務 (FDI in RMB) (外商投資企業登記と変更登記、入金届出、出資検証、対外送金)
- ✚ 人民元建て域内企業の域外貸出業務
- ✚ クロスボーダー人民元建て対外(偶発)債務(人民元建て外債と人民元建て対外担保)
- ✚ クロスボーダー人民元建て証券項目下関連業務

2009年7月にクロスボーダー人民元決済試行が試験的に実施されて以来、特に2010年6月にパイロット地域、試行対象業務等が大幅に拡大された後、クロスボーダー人民元決済取引が急増している。中国人民銀行が3月に公表した「2010年国際金融市場報告」(以下は「報告」と略称)によると、2010年銀行経由でのクロスボーダー人民元決済業務の取引金額は5,000億元以上となり、同時期の中国対外貿易総額の約2%を占め、前年の48倍となった。一方、人民元建て域外直接投資、人民元建て外商直接投資、人民元建て外債借入等資本項目下の人民元業務は個別試行で順調に進んでいる。同「報告」によれば、2010年末までの時点で、パイロット地区におけるクロスボーダー人民元資本業務の取引金額は合計で700億元を上回った。

2011年に入って以来、資本項目下のクロスボーダー人民元業務に係わる規制緩和が加速化しており、主管部門である中国人民銀行と商務部からそれぞれ関連通知が公布されている。1月に、中国

人民銀行より公布された「域外直接投資人民元決済試行管理弁法」<sup>1</sup>（中国人民銀行公告[2010]第1号）では、許可取得の前提で域内機構による人民元建て域外直接投資が認められた。その後、2月に、商務部は「外商投資管理工作の関連問題に関する通知」<sup>2</sup>（商資函【2011】72号、以下「商資函【2011】72号」と略称）を公布し、プロジェクト審査認可の角度から人民元建て外商直接投資、人民元建て外債借入等資本項目下のクロスボーダー人民元業務関連手続を明文化した。クロスボーダー人民元決済に係わるこれまでの規制緩和に関連する主要通知は下表をご参照。

＜クロスボーダー人民元決済に係わる規制緩和の一覧表＞

公布日	文件名	主要内容
2009年7月1日	「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法」（中国人民銀行、財政部、商務部、税関総署、国家税務総局、中国銀行業監督管理委員会公告[2009]第10号）	中国域内のパイロット地域（上海、広州、深圳、東莞、珠海）所在のパイロット企業と香港・マカオ、アセアンの企業との間に貿易決済を直接人民元で行うことを認可。
2009年7月3日	「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法実施細則」（銀発[2009]212号 中国人民銀行公布）	
2010年6月17日	「クロスボーダー貿易人民元決済試行の拡大に関する問題の通知」（銀発[2010]186号 中国人民銀行 財政部 商務部 税関総署 国家税務総局 銀監会連名公布）	中国域内のパイロット地域は20省（自治区、直轄市）まで拡大し、域外取引相手の所在国・地域に制限を撤廃し、更に取引対象をすべての経常項目まで拡大した。
2010年9月18日	2010年9月2日付、「域外機構の域内人民元銀行決済口座管理弁法」（銀発[2010]249号 中国人民銀行公布）	パイロット地域のみならず、全国範囲で域外機構の域内人民元銀行口座の開設が可能となり、法律に基づきクロスボーダー人民元業務に使用が認められた。
2011年1月6日	「域外直接投資人民元決済試行管理弁法」（中国人民銀行公告[2010]第1号 中国人民銀行公布）	許可を取得した域内機構の人民元建て域外直接投資が認められており、域外直接投資申請手続、投資利益の域内への回収、域外投資企業の増資、減資、株主譲渡、清算等関連人民元収支等について規定している。
2011年2月25日	「外商投資管理工作の関連問題に関する通知」（商資函【2011】72号 商務部公布）	域外投資者がクロスボーダー貿易決済または他の合法ルートで取得した人民元で対中投資（企業の新設、既存企業の増資、域内企業の合併・買収、域内企業への融資、等）を申請する際の関連手続について規定した。

このたび、国家外貨管理局より公布された「通知」は、上記の中国人民銀行と商務部より公布された関連規定を踏まえて、資金管理の観点から関連業務の操作事項について規範化したものとなる。

<sup>1</sup>詳細は当行2011年1月18日付のBTMU（China）実務・制度ニュース・レター第23号をご参照。  
<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/311011801.pdf>

<sup>2</sup>詳細は当行2011年3月7日付のBTMU（China）実務・制度ニュース・レター第26号をご参照。  
<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/311031001.pdf>

「通知」は、人民元建て域外投資、人民元建て外商直接投資、域内企業の域外貸出等資本項目下の人民元業務について、企業に対し事前に外管局に登録することを要求、銀行に対し関連入金・送金手続をする際に、直接投資外貨管理情報システムで自動作成された限度額表に基づいて関連手続を行い、且つ関連手続を行った後外管局に届出なければならないと要求した。また、人民元建て外債については、原則として現行外債管理規定に基づき取扱い、別途人民元建て外債資金専用口座を開設する必要がないと明確にした。更に、証券項目下の人民元業務として、A 株上場企業と H 株上場企業の配当金の人民元建て対外送金等が認められており、且つ関連手続も明確された。証券項目下の人民元業務は今回初めて認められた。

「通知」の主要内容は以下の通りである。

#### ◆人民元建て域外直接投資業務

「通知」では、域内機構は人民元と外貨との両通貨で域外直接投資を行うこと、また、人民元建て域外直接投資を外貨建て域外直接投資に変更することが認められたが、外管局への登記手続が要求された。

項目		企業に対する要求
事前関連費用の対外送金		所在地の外管局に域外投資事前関連費用の送金限度額を登記すること。
域外直接投資	域外直接投資登記	域内機構は所在地の外管局に域外直接投資登記をすること。
	域外関連投資企業が清算、減資または持分譲渡等の域外合法所得を人民元で域内へ送金する場合	所在地の外管局に域内送金できるクロスボーダー人民元限度額を登記すること。

#### ◆人民元建て外商投資業務

商資函【2011】72 号では、域外投資者が人民元建て対中投資（企業新設、既存企業の増資、域内企業の合併・買収及び域内企業への貸付等）を申請する場合、省レベル商務主管部門が商務部に報告し、商務部より同意を得てから関連手続をすることができることと規定している。「通知」は商務部の批准文書を取得した後、外管局への登記手続き、入金届出、事前関連費用支払、出資検証、対外支払等資金管理関連手続について規定している（詳細は下表の通り）。

項目	要求
外商投資企業投資及び 変更登記	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 商務主管部門による人民元で出資または株式買収金を支払うことが明記された許可書類を持参して、所在地の外管局に関連外商投資企業登記または変更登記をすること。</li> <li>✓ その他の操作は現行の外資外貨管理関連規定を参照して取扱う。</li> </ul>
資金入金届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 銀行は外商投資企業のためにクロスボーダー人民元建て資本金入金及び持分譲渡者のために資産現金化後の入金が完了次第、直接投資外貨管理情報システムを通して外管局に関連情報を届け出ること。</li> </ul>
事前費用の支払(M&A 類、 費用類、保証類資金を含 む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 設立予定の外商投資企業の所在地の外管局でクロスボーダー人民元建て事前関連費用の限度額登記を行うこと。</li> </ul>
出資検査と認定	<p><b>①外商投資企業がクロスボーダー人民元で出資する場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 企業所在地の外管局は、クロスボーダー人民元建て資金の銀行入金取引の参考番号により資金流入の真実性を検証すること。</li> </ul> <p><b>②域外投資者がクロスボーダー人民元で中方（投資性外商投資企業を含む）へ株式対価金を支払う場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 代金受取先の所在地の外管局は、クロスボーダー人民元建て資金の流入届出記録に基づき、直接投資外貨管理情報システムを通して代金受取先のために「持分譲渡代金受取登記証明」を発行すること。</li> </ul> <p><b>③外商投資性会社がクロスボーダー人民元収入を域内投資に使用する場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 投資先企業所在地の外管局は、直接投資外貨管理情報システムに外商投資性会社の所在地の外管局が発行するクロスボーダー人民元建て域内投資許可書に基づき外貨登記及び出資検証とそのエビデンスの審査を行うこと。</li> </ul>
対外支払	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 銀行は、域外投資者のために人民元建ての減資、清算、投資の合法的な所得（配当金を含む）の前倒し回収による対外送金を行う場合、直接投資外貨管理情報システムにより自動作成されたクロスボーダー人民元建て送金限度額表に基づき送金手続をし、且つ直接投資外貨管理情報システムを通して外管局に届出ること。</li> </ul>

#### ◆域内企業による域外への貸出

「通知」では、域内企業は、域外投資企業に対し人民元建て貸出をする場合、域内企業所在地の外管局に域外向け貸出限度額を登記する必要があるとした。また、銀行は、域内企業のために人民元建て域外貸出の元利を回収する際に、直接投資外貨管理情報システムを通して外管局に関連情報を届出なければならない。

#### ◆人民元建て外債と人民元建て対外担保

「通知」では、人民元建て外債と人民元建て対外担保の場合、原則として、現行外債管理及び対外担保の関連規定に基づき取扱うと規定している。また、「通知」では、域内機構が人民元建て外債を借り入れる場合、当該外債資金について、所在地の外管局に外債専用口座の開設を申請する必要はない<sup>3</sup>と明確にした。

なお、人民元建て外債関連の地方レベルの規定として、2011年1月1日付で国家外貨管理局上海市分局より「上海管轄内機構の人民元建て外債に係わる外貨管理問題に関する通知」（上海匯發[2011]4号 以下は「上海市通知」と略称）<sup>4</sup>が公布されている。「上海市通知」は、「域内機構が人民元建て外債を借り入れ且つ人民元で引出す場合、所在地の外管局への外債専用口座開設申請手続きは必要ない」と規定しており、今回の「通知」の要求と一致している。

#### ◆証券項目下のクロスボーダー人民元建て業務

「通知」では、A株上場企業及びH株式上場企業の株式売却により取得した収入や配当金の人民元建て対外送金が認められた。

A株売却収入の人民元建て対外送金の場合、A株上場企業の外国株主は関連資料を持参し、上場企業所在地の外管局に申請しなければならないと要求した。具体的な必要な資料は下表をご参照。




- ✚ 書面申請（証券口座と預金口座開設状況説明）
- ✚ 資金源の有効証明（証券会社が発行する外国株主によるA株売却取引証明書類、証券登記決済機構が発行する株式売却前後の外国株主による上場企業持分変動状況の証明書類等）
- ✚ 関連完税証明
- ✚ 担当者の本人確認証明書類とコピー、委託された担当者の場合、公証された委託授權書
- ✚ 外管局が要求するその他の資料。

\*上記資料は、中国語文書を基準にする。外国語で提供する場合、公証された中国語訳文を提供しなければならない。




<sup>3</sup>詳細は当行2011年2月22日付のBTMU (China) 実務・制度ニュース・レター第24号をご参照。  
<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/311022201.pdf>



一方、A 株上場企業の外国株主による人民元建ての配当金の対外送金の場合、外管局への申請手続きが不要で、直接預金口座開設銀行に下表の資料を持参し人民元建ての配当金の対外送金を取扱うことができる。なお、銀行は対外送金手続完了後の 5 営業日以内に関連情報を書面で所在地の外管局に届け出ると要求した。

-  上場企業の董事会利益配分決議。
-  証券口座と預金口座の入金通知。
-  関連納税証明。

H 株上場企業による人民元建て配当金の対外送金の場合、下表の関連資料を持参し銀行に直接申請することができる。具体的な必要な資料は下表をご参照。

-  域外上場 (H 株) 企業の書面申請。
-  上場企業の董事会利益配分決議。
-  納税証明等。

上述のように、今回、国家外貨管理局が公布した「通知」は、各種類資本項目下のクロスボーダー人民元業務に係わるオペレーション上の関連事項を明確にしており、国家外貨管理局は直接投資外貨管理情報システムを通して資本項目下のクロスボーダー人民元業務管理を規範することを図っている。今後、企業が人民元建て域外直接投資、人民元建て外商投資のほか、域外貸出を行う場合も外管局への関連登記手続が義務付けられた。また、証券項目下の A 株上場企業の株式売却収入や配当金の人民元建て対外送金が認められたが、対外送金の金額を問わず、事前に外管局への申請が要求された。経常項目と異なり、資本項目解禁、特に証券項目下の人民元建て業務の解禁に対しては、関連主管部門は慎重に進めていく姿勢が窺われる。

なお、今年 3 月に開催された全人代における「2011 年政府活動報告」の中で「クロスボーダー取引と投資における人民元建て決済を拡大させる。資本項目下の人民元両替を進める」との方針が示されたように、今年はクロスボーダー人民元業務に係わる規制緩和策が更に発表されるものと思われる。特に人民元建て外商投資に係わる新政策については、年内に中国人民銀行と商務部より公布される可能性が高い。今後引き続き資本項目下の人民元業務関連の政策調整の動きについて注目して参りたい。

以上

以下は中国語原文と日本語仮訳である。

中国語原文	日本語仮訳
<p style="text-align: center;"><b>国家外汇管理局综合司关于规范跨境人民币                      资本项目业务操作有关问题的通知</b></p> <p style="text-align: center;"><b>汇综发[2011]38 号</b></p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、                      外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波                      市分局：</p> <p>自跨境贸易人民币结算试点业务开展以                      来，境内机构向外汇局提出了各项跨境人民币                      资本项目业务需求，外汇局以个案审批的方式                      批准了一些机构的申请。为规范管理，推进跨                      境人民币资本项目业务顺利开展，现就有关操                      作事宜通知如下：</p> <p>一、跨境人民币境外直接投资业务操作</p> <p>境内机构（不含金融机构，下同）使用人                      民币开展境外直接投资的，应按照《境外直接                      投资人民币结算试点管理办法》（中国人民银                      行公告[2011]第 1 号）的要求，到所在地外汇                      局办理境外直接投资登记或变更登记以及前                      期费用汇出额度登记手续。</p> <p>境内机构以人民币和外币混合币种开展                      境外直接投资的，以及将人民币境外直接投资                      改为以外汇形式开展境外直接投资的，应按以                      下要求操作：</p> <p>（一）前期费用汇出</p> <p>境内机构以人民币形式汇出前期费用的，                      应到所在地外汇局办理境外投资前期费用汇                      出的额度登记（含变更登记）。银行应依据国                      家外汇管理局直接投资外汇管理信息系统（以                      下简称直接投资系统）生成的额度表为境内机                      构办理前期费用汇出，并即时通过直接投资系                      统向外汇局备案相关信息（详见附件 1，下同）</p>	<p style="text-align: center;"><b>国家外貨管理局総合司によるクロスボーダー                      人民元資本項目業務操作関連問題を規範化                      することに関する通知</b></p> <p style="text-align: center;"><b>匯総発[2011]38号</b></p> <p>国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、外                      貨管理部，深圳、大連、青島、アモイ、寧波市                      分局：</p> <p>クロスボーダー貿易人民元決済試行業務の展                      開以来、域内機構は外管局に対し、各種資本項                      目下のクロスボーダー人民元業務の要望を提                      出し、外管局は個別審査認可の方式で一部機関                      の申請を認可してきた。当該業務管理を規範化                      し、資本項目下のクロスボーダー人民元業務の                      円滑な展開を推進するために、ここに関連の操                      作事項について以下の通り通知する。</p> <p>一、クロスボーダー人民元建て域外直接投資業                      務操作</p> <p>域内機構（金融機関を除く、以下同）は人民元                      建て域外直接投資を実施する場合、「域外直接                      投資人民元決済試行管理弁法」（中国人民銀行                      公告【2011】第1号）の要求に基づき、所在地                      の外管局に域外直接投資登記または登記変更                      及び事前関連費用の対外送金限度額の登記手                      続きをしなければならない。</p> <p>域内機構は人民元と外貨との両通貨で域外直                      接投資をし、また、人民元建て域外直接投資を                      外貨建て域外直接投資に変更する場合、以下の                      要求に基づき取扱わなければならない。</p> <p>（一）事前関連費用の対外送金</p> <p>域内機構は人民元で事前関連費用を対外送                      金する場合、所在地の外管局に域外投資事前関                      連費用の対外送金限度額を登記しなければならない。銀行は国家外貨管理局の直接投資外貨                      管理情報システム（以下は直接投資システム）                      に自動作成された限度額表に基づき、域内機構                      に事前関連費用の対外送金手続をし、且つ直接                      投資システムを通して外管局に関連情報を届                      出なければならない（詳細は添付ファイル 1 に</p>

<p>(二) 境外直接投資登記</p> <p>1、境内机构应到所在地外汇局办理境外直接投资登记手续。银行应依据直接投资系统生成的可汇出人民币资金额度表，为境内机构办理境外直接投资汇款业务，并即时通过直接投资系统向外汇局备案相关信息。</p> <p>2、境内机构以人民币汇回其境外投资企业发生清算、减资或其向境外机构转让股权等境外合法所得，应到所在地外汇局办理可汇回跨境人民币额度登记。银行应根据直接投资系统生成的可汇回人民币额度表办理收款，并即时通过直接投资系统向外汇局备案相关信息。</p> <p>二、跨境人民币外商直接投资业务操作</p> <p>(一) 外商投资企业登记及变更登记</p> <p>境外投资者以跨境人民币形式（含境外人民币资金及非居民境内人民币帐户资金，下同）履行出资义务或向境内居民支付股权转让对价款的，标的企业应持商务主管部门注明以人民币出资或支付股权转让对价的核准文件等材料，到所在地外汇局办理相应的外商投资企业登记或变更登记。其他操作参照现行外资外汇管理相关规定办理。</p> <p>(二) 资金入账备案</p> <p>1、银行在为外商投资企业办理跨境人民币资本金入账、以及为股权出让方办理资产变现收入入账后，应即时通过直接投资系统向外汇局备案相关信息。</p> <p>2、境外投资者若需在设立外商投资企业前以跨境人民币支付前期资金（含收购类、费用类、保证类资金），应先到拟设立外商投资企业所在地外汇局办理跨境人民币前期费用额度登记。银行在依据直接投资系统所登记的额度办理跨境人民币前期费用入账后，应即时通过直</p>	<p>参照、以下同)。</p> <p>(二) 域外直接投資登記</p> <p>1、域内機構は所在地の外管局に域外直接投資登記手続を行わなければならない。銀行は直接投資システムで自動作成された人民币送金限度額表に基づき、域内機構のために域外直接投資の対外送金手続を完了し次第、直接投資システムを通して外管局に関連情報を届出なければならない。</p> <p>2、域内機構は域外関連投資企業が清算、減資または持分譲渡等の域外合法所得を人民币で域内へ送金する場合、所在地の外管局に域内送金可能なクロスボーダー人民币限度額を登記しなければならない。銀行は直接投資システムで自動作成された域内へ送金可能な人民币限度額表に基づき入金手続をし、直接投資システムを通して外管局に関連情報を届出なければならない。</p> <p>二、クロスボーダー人民币外商直接投資業務操作</p> <p>(一) 外商投資企業登記及び変更登記</p> <p>域外投資者はクロスボーダー人民币（域外人民币資金及び非居住者域内人民币口座資金を含む。以下同）で出資義務を履行し、または、域内居住者に持分譲渡の対価を支払う場合、対象企業は商務主管部門による人民币で出資または持分譲渡の対価支払が明記された許可書類等資料を持参して、所在地の外管局に関連外商投資企業登記または変更登記をしなければならない。その他の操作は現行の外貨管理関連規定を参照して取扱う。</p> <p>(二) 資金入金届出</p> <p>1、銀行は外商投資企業のためにクロスボーダー人民币建て資本金入金及び持分譲渡者のために資産現金化後の入金を完了次第、直接投資システムを通して外管局に関連情報の届出をしなければならない。</p> <p>2、域外投資者は、外商投資企業の設立前にクロスボーダー人民币で事前関連費用（買収類、費用類、保証類資金を含む）を支払う場合、まず、設立される予定の外商投資企業所在地の外管局にクロスボーダー人民币建て事前関連費</p>
--	---



<p>接投资系统向外汇局备案相关信息。</p> <p>(三) 验资询证</p> <p>1、外商投资企业以跨境人民币出自办理验资询证的,企业所在地外汇局应通过跨境人民币资金流入银行的交易参考号校验资金流入的真实性。</p> <p>2、境外投资者以跨境人民币支付中方(含投资性外商投资企业)股权对价款的,收款主体所在地外汇局应依据相关跨境人民币流入备案记录,通过直接投资系统为收款主体出具“转股收款登记证明”。</p> <p>3、外商投资性公司以跨境人民币收入用于境内投资的,被投资企业所在地外汇局应依据直接投资系统中外商投资性公司所在地出具的跨境人民币境内投资核准件办理外汇登记及验资询证手续。</p> <p>(四) 对外付款</p> <p>银行为境外投资者以人民币形式汇出减资、转股、清算、先行回收投资合法所得(含股息、红利等),应依据直接投资系统生成的可汇出跨境人民币资金额度表办理汇款,并通过直接投资系统即时向外汇局备案。</p> <p>三、境内企业境外放款业务操作</p> <p>(一) 境内企业以人民币形式向其境外投资企业放款,应向所在地外汇局申请办理境外放款额度登记。银行应依据直接投资系统生成的资金额度表为境内企业办理跨境人民币资金汇出,并即时通过直接投资系统向外汇局备案相关信息。</p>	<p>用限度額登記をしなければならない。銀行は直接投資システムに登録された限度額に基づきクロスボーダー人民元建て事前関連費用の入金を完了次第、直接投資システムを通して外管局に関連情報を届出なければならない。</p> <p>(三) 出資検査認定</p> <p>1、外商投資企業がクロスボーダー人民元を以って出資する場合の出資検査認定について、企業所在地の外管局は、クロスボーダー人民元建て資金の銀行入金取引の参考番号により資金流入の真实性を検証しなければならない。</p> <p>2、域外投資者はクロスボーダー人民元で中方(投資性外商投資企業を含む)に株式対価を支払う場合、代金受取先の所在地の外管局は、クロスボーダー人民元資金の流入届出記録に基づき、直接投資システムを通して代金受取先のために「持分譲渡代金受取登記証明」を発行しなければならない。</p> <p>3、外商投資性会社がクロスボーダー人民元収入を域内投資に使用する場合、投資先企業所在地の外管局は、直接投資システムに外商投資性会社の所在地の外管局が発行するクロスボーダー人民元建て域内投資許可書に基づき外貨登記及び出資検証とそのエビデンスの審査を行わなければならない。</p> <p>(四) 对外支払</p> <p>銀行は、域外投資者のために人民元建ての減資、清算、投資の合法的な所得(配当金を含む)の前倒し回収による対外送金を行う場合、直接投資システムに自動作成されたクロスボーダー人民元建て送金限度額表に基づき送金手続をし、且つ直接投資システムを通して外管局に届出をしなければならない。</p> <p>三、域内企業による域外への貸出操作</p> <p>(一) 域内企業は、域外投資企業に対し、人民元建て貸出をする場合、域内企業所在地の外管局に域外貸出限度額を登記しなければならない。銀行は直接投資システムで自動作成された資金限度額表に基づき域内企業にクロスボーダー人民元建ての送金手続をし、且つ直接投資システムを通して外管局に関連情報を届出なければならない。</p>
---	--

<p>(二) 銀行为境内企业以跨境人民币形式回收境外放款本息时, 应即时通过直接投资系统向外汇局备案相关信息。</p> <p>四、跨境人民币对外(或有)债务业务操作</p> <p>(一) 人民币外债              境内机构(含金融机构)借用人民币外债, 原则上按现行外债管理规定操作。</p> <p>境内机构(含金融机构)借用人民币外债以跨境人民币形式汇入并提款的, 无需就该笔外债资金向所在地外汇局申请开立外债专用帐户。</p> <p>(二) 人民币对外担保              境内机构(含金融机构)提供人民币对外担保, 原则上按现行对外担保管理规定操作。</p> <p>五、跨境人民币证券项下业务操作</p> <p>(一) A 股上市公司外资股东以人民币形式汇出减持股份及分红所得</p> <p>A 股上市公司外资股东可持《中国人民银行办公厅关于 A 股上市公司外资减持股份及分红所涉帐户开立与外汇管理有关问题的通知》(银办发[2009]178 号) 第六条规定的材料, 向上市公司注册地外汇局申请将减持 A 股所得的资金以人民币形式汇出境外。</p> <p>A 股上市公司外资股东可按照银办发[2009]178 号第七条规定在存款帐户开户行办理以人民币形式汇出分红派息所得。开户银行应在办理资金汇出后 5 个工作日内将有关信息(含资金汇出日期、金额) 书面报送所在地外汇局备案。</p> <p>(二) H 股上市公司以人民币形式汇出外方股东股息</p>	<p>(二) 銀行は域内企業からクロスボーダー人民元建てで域外貸出元利息回収をする際に、直接投資システムを通して外管局に関連情報を届出なければならない。</p> <p>四、クロスボーダー人民元対外(偶発)債務操作</p> <p>(一) 人民元建て外債              域内機構(金融機関を含む)が人民元建て外債を借り入れる場合、原則として現行の外債管理規定に基づき手続きを行う。</p> <p>域内機構(金融機関を含む)が人民元建て外債を入金し、且つ引き出す場合、当該外債資金については所在地の外管局に外債専用口座開設を申請する必要はない。</p> <p>(二) 人民元建て対外担保              域内機構(金融機関を含む)は人民元建て対外担保を行う場合、原則として現行対外担保管理規定に基づき手続きを行う。</p> <p>五、証券項目下のクロスボーダー人民元業務操作</p> <p>(一) A株上場企業の外国株主が株式売却収入や配当所得を人民元で対外送金する場合</p> <p>A株上場企業の外資株主は、「中国人民銀行办公厅によるA株上場企業の外資による株式売却及び配当金に係る口座開設と外貨管理に関する問題の通知」(銀弁初[2009]178号) 第六条に規定された書類を持参し、上場企業の登録地の外管局にA株売却による資金所得の人民元建て対外送金を申請しなければならない。</p> <p>A株上場企業の外資株主は銀弁発「2009」178号第七条規定に基づき、預金口座開設銀行に人民元建て配当金を対外送金することができる。口座開設銀行は資金の対外送金後、5営業日以内に関連情報(資金の対外送金日、金額を含む)を書面で所在地外管局に届出なければならない。</p> <p>(二) H株上場企業が域外株主へ配当金を人民元で対外送金する場合</p>
---	--

境外上市（H 股）公司可持书面申请、上市公司董事会利润分配决议和完税证明等材料，向银行申请以人民币形式向境外股东支付股息。已在直接投资系统办理登记的公司，银行应通过直接投资系统反馈相关股息汇出信息；未在直接投资系统办理登记的公司，银行应在办理资金汇出 5 个工作日内将有关信息（含资金汇出日期、金额）书面报送其所在地外汇局备案。

#### 六、加强跨境人民币资本项目业务统计监测工作

各分局（外汇管理部）应加强对跨境人民币资本项目业务的监管，要求境内机构及时按照规定办理相关登记、备案或核准手续，指导并督促银行按本通知要求反馈相关信息；强化各项统计监测工作，督促和指导银行及申报主体履行国际收支申报义务，保证数据的完整性和准确性，及时掌控相关资金流动和汇兑情况，并于每月初 5 个工作日内向国家外汇管理局资本项目管理司报送辖内上月跨境人民币资本项目业务统计数据和相关情况（具体要求详见附件 2）。

#### 七、加强于相关部门的沟通协调

各分局（外汇管理部）应加强于分（支）行内相关部门以及地方发展改革委、商务部门等的沟通和协调，建立信息共享和监管合作机制。

本通知自 2011 年 5 月 1 日起执行。各分局（外汇管理部）收到本通知后，应尽快转发辖内中心支局、支局和银行。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局资本项目管理司反馈。

附件：

1. 跨境人民币直接投资业务银行端备案登记项目

域外上場（H 株）企業は書面申請、上場企業の董事会利益配分決議と納税証明等資料などを持参し、銀行に人民币建て域外株主への配当対外送金を申請することができる。直接投資システムに登録済みの企業に関して、銀行は直接投資システムを通して配当金送金の情報をフィードバックしなければならない。直接投資システムに登録しない企業に関して、銀行は資金の対外送金後 5 営業日以内に関連情報（資金の対外送金日、金額を含む）を書面で所在地の外管局に届出なければならない。

#### 六、クロスボーダー人民币資本項目業務に係わる統計・モニタリングを強化

各分局（外貨管理部）はクロスボーダー人民币資本項目業務の監督管理を強化し、域内機構が規定通りに関連登記、届出、審査認可手続きを直ちに行うことを要求しなければならない。銀行に対し本通知に基づき関連情報のフィードバックを指導及び督促すること。各項目の統計・モニタリングを強化し、銀行及び申請主体の国際収支申告義務の履行を督促及び指導すること。データの完全性と正確性を保証すること。資金流動と両替に関する状況を把握すること。毎月月初 5 営業日以内に国家外貨管理局資本项目管理司は管轄内の前月クロスボーダー人民币資本項目業務の統計データと関連状況（具体要求は添付 2 を参照）を報告すること。

#### 七、関連部門とのコミュニケーションと協調を強化

各分局（外貨管理部）は分（支）行内の関連部門及び地方发展改革委、商務部門等とのコミュニケーションと協調を強化し、情報共有と監督管理の協力メカニズムを構築すること。

本通知は 2011 年 5 月 1 日より執行する。各分局（外貨管理部）は本通知を受領後、直ちに管轄内のセンター支局及び支局と銀行に転送すること。執行中に問題があれば、随時国家外貨管理局資本项目管理司にフィードバックすること。

添付：

1. クロスボーダー人民币直接投資業務銀行側の届出登記項目

